

大阪府知事が建設業の許可を行う際の審査基準

平成23年8月5日 建振第1153号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)、建設業法施行令(昭和31年政令第273号。以下「令」という。)及び建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)に基づき大阪府知事が行う建設業の許可及び建設業者としての地位の承継の認可について、行政手続法(平成5年法律第88号)第5条第1項の規定により、次のとおり審査基準を定める。

第1章 一般建設業の許可(許可の更新を含む。以下同じ。)の基準

大阪府知事は、許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)が次の第1から第7までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない(法第7条及び第8条関係)。

(経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること)

第1 申請者の常勤役員等(申請者が法人である場合においては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又はその支配人をいう。以下同じ。)のうち一人が、次の1から5までのいずれかに該当する者であること。

- 1 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
- 2 建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)として経営業務を管理した経験を有する者
- 3 建設業に関し6年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者
- 4 常勤役員等のうち一人が次の(1)、(2)いずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験(許可を受けている建設業者にあつては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあつては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下4において同じ)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置く者であること。
 - (1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
 - (2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員

等としての経験を有する者

- 5 國土交通大臣が1から4までに掲げる者と同等以上の経営体制を有するものと認定した者
- 6 適切な社会保険等に加入しているものとして、次の(1)及び(2)の届出を行っているものであること。
 - (1) 健康保険及び厚生年金保険について、適用事業所に該当する全ての営業所に関し、適用事業所の届書を提出した者であること。
 - (2) 雇用保険について、適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、適用事業であることの届書を提出した者であること。

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等をいう。当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として役員報酬が一定の額（月額10万円を目安額とする）以上の者で、かつ本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又

は裁判外の行為をなす権限を有する使用者をいう。

- (注4) 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。
- (注5) 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者が常勤していることの確認は、原則として、別表4に掲げる書類のうち次に掲げる書類により行う。
- ・ 法人の役員にあっては（1）又は（2）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（2）に掲げる書類）
 - ・ 個人の事業主にあっては（3）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（4）及び（6）に掲げる書類）
 - ・ 個人の事業専従者にあっては（3）及び（5）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（5）及び（6）に掲げる書類）
 - ・ 個人の従業員にあっては（1）又は（2）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（2）に掲げる書類又は（5）及び（6）に掲げる書類）
 - ・ 法人設立直後又は就任直後の法人の役員にあっては（7）及び（10）に掲げる書類（ただし役員就任後3か月目の報酬が未支給の者にあっては（8）及び（10）に掲げる書類）
 - ・ 雇用直後の従業員等にあっては（7）及び（10）に掲げる書類（ただし雇用後3か月目の賃金が未支給の者にあっては（9）及び（10）に掲げる書類）
 - ・ なお、対象者が次に該当する場合は、以下に掲げる書類を別途確認するものとする。
 - ・ 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者にあっては後期高齢者医療制度被保険者証
 - ・ 出向者にあっては出向協定書及び出向辞令
 - ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の者であって、かつ代表者又は代表者と生計を一にする者にあっては、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類
- (注6) 「経営業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、原則として常勤であった者で、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経営業務の執行等建設業の経営業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。
- 1に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、原則として、次に掲げる書類において、被認定者が1に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。
- ア 法人の役員としての経験を確認するための書類（以下のすべての書類）
- ・ 当該法人の役員としての経験年数分の登記事項証明書（役員欄の閉鎖謄本等）
 - ・ 当該法人の経験年数分の法人税の確定申告書類

- ・ 当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※ 建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

イ 個人の事業主としての経験を確認するための書類（以下すべての書類）

- ・ 個人の事業主としての経験年数分の所得税の確定申告書類
- ・ 個人の事業主としての経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※ 建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

ウ 許可を受けた建設業者における経験を確認するための書類

a 過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合（以下の書類）

- ・ 建設業許可申請書又は変更届（経営業務の管理責任者証明書（規則別記様式第7号）を含む）

b 過去に経営業務の管理責任者として証明されていない法人の役員又は個人の事業主としての経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書又は変更届（経験年数の証明期間に該当する経営業務の管理責任者証明書（規則別記様式第7号）を含む）
- ・ 決算変更届（申請時の直前の決算期のもの）
- ・ 法人の役員にあっては、当該法人の役員としての経験年数分の登記事項証明書（役員欄の閉鎖謄本等）

c 令第3条に規定する使用人における経験の場合（以下のすべての書類）

- ・ 建設業許可通知書（経験年数分）
- ・ 建設業許可申請書（令第3条に規定する使用人の一覧表（規則別記様式第11号）を含む）
- ・ 変更届（変更届出書（規則別記様式第22号の2）及び略歴書（規則別記様式第12号又は13号）を含む）
- ・ 決算変更届（申請時の直前の事業年度のもの）

(注7) 「経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経営業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

建設業に関する5年以上の執行役員等としての経験については、建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算5年以上である場合も、2に該当するものとする。

2に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類

- ・ 組織図その他これに準ずる書類

イ 業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

- ・ 業務分掌規程その他これに準ずる書類

ウ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類

- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類

エ 執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類（以下のいずれか）

- ・ 当該法人の経験年数分の法人税の確定申告書類並びに当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等
- ・ （注6）ウに記載する書類

(注8) 「経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」（以下「補佐経験」という。）は、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいう。

建設業に関する6年以上の補佐経験については、建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経営業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、3に該当するものとする。

なお、建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。

3に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 経営業務の管理責任者に準ずる地位（職制上の地位）であることを確認するための書類（経営業務の管理責任者証明書（規則別記様式第7号）

の証明者が法人の場合のみ)

- ・ 組織図その他これに準ずる書類

イ 建設業の経験年数を確認するための書類 (a 又は b のいずれかの書類)

a 法人の役員の補佐経験を確認するための書類 (以下のすべての書類)

- ・ 当該法人の補佐経験年数分の法人税の確定申告書類
- ・ 当該法人の補佐経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※ 建設工事の空白期間が 1 年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

b 個人の事業主の補佐経験を確認するための書類 (以下のすべての書類)

- ・ 証明者である事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書類
- ・ 証明者である事業主の補佐経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※ 建設工事の空白期間が 1 年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

※ 許可を受けた建設業者における補佐経験の場合は、a 又は b の書類に代えて (注 6) ウの書類

ウ 補佐経験の在職期間を確認するための書類 (a 又は b のいずれかの書類)

a 法人の役員の補佐経験の在職期間を確認するための書類 (以下のいずれかの書類)

- ・ (年金の) 被保険者記録照会回答票
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 雇用保険被保険者離職票

b 個人の事業主の補佐経験の在職期間を確認するための書類

- ・ 証明者である個人の事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書類 (事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に当該者の氏名及び賃金額の記載があるもの)

(注 9) 「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請け業者への代金の支払いなどに関する業務経験 (役員としての経験を含む。以下同じ。) をいう。

「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。

「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。

これらの経験は申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。

「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤

で行うことをいい、組織図その他これに準ずる書類によりこれを確認するものとする。

「常勤役員等を直接に補佐する者」に該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第7号の2等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類

- ・業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

イ 「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類

- ・人事発令書その他これらに準ずる書類

ウ 直接に補佐する者としての在職期間を確認するための書類(a又はbのいずれかの書類)

a 法人について在職期間を確認するための書類（以下のいずれかの書類）

- ・（年金の）被保険者記録照会回答票
- ・雇用保険被保険者証
- ・雇用保険被保険者離職票

b 個人事業について在職期間を確認するための書類

- ・証明者である個人の事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書類（事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に当該者の氏名及び賃金額の記載があるもの）

エ 建設業の業務経験であることを確認する書類（a又はbのいずれかの書類）

a 法人での経験を確認する書類

- ・当該法人の経験年数分の法人税の確定申告書類
- ・当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

b 個人事業での経験を確認するための書類（以下のすべての書類）

- ・証明者である事業主の所得税の確定申告書類
- ・経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

※許可を受けた建設業者における補佐経験の場合は、a又はbの書類に代えて（注6）ウの書類

(注10) 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表

権を有することを要しない。

4(1)に該当するか否かの判断にあたっては、規則別記様式第7号の2等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が4(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

- ・組織図その他これに準ずる書類

イ 被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類

- ・業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類

ウ 役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類

- ・人事発令書その他これらに準ずる書類

エ 役員等に次ぐ職制上の地位にあるものとしての在職期間を確認するための書類(a又はbのいずれかの書類)

a 法人について在職期間を確認するための書類(以下のいずれかの書類)

- ・(年金の)被保険者記録照会回答票
- ・雇用保険被保険者証
- ・雇用保険被保険者離職票

b 個人事業について在職期間を確認するための書類

- ・証明者である個人の事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書類(事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に当該者の氏名及び賃金額の記載があるもの)

オ 建設業の業務経験及び建設業についての経験であることを確認する書類(a又はbのいずれかの書類)

a 法人での経験を確認する書類

- ・当該法人の経験年数分の法人税の確定申告書類
- ・当該法人の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

b 個人事業での経験を確認するための書類(以下のすべての書類)

- ・証明者である事業主の所得税の確定申告書類
- ・経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を経験年数から除算する

※許可を受けた建設業者における経験の場合は、a又はbの書類に代えて(注6)ウの書類

- (注11) 4 (2)の役員等の経験年数を確認するための書類は、法人役員等の経験年数が確認できる登記事項証明書（役員欄の閉鎖謄本等）とし、個人事業に関する経験については事業主の所得税の確定申告書とする。
- (注12) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から5までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって常勤役員等のうち一人が1から5までのいずれかに該当する場合には、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているものとして取り扱うものとする。
- なお、1から5までのいずれかに該当する者が第2に規定する営業所に置かれる専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。
- (注13) 6の「営業所」は、法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当然ここでいう「適用事業所」に含まれない。また雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。
- (注14) 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出する。
- (注15) 6の確認資料は、健康保険及び厚生年金保険については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入にかかる「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料、雇用保険の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入にかかる「領収済み通知書」写し若しくはこれらに準ずる資料とする。これらの書類を提出できない者にあっては、届書の写し（受付印があるものに限る。）など届書を提出したことを確認できるものの提出で代替することも認めるものとする。

（専任技術者）

- 第2 申請者が営業所ごとに次の1から8までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
- 1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの
 - 2 許可を受けようとする建設業に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を

卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの

- 3 許可を受けようとする建設業に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に規則第1条に規定する学科を修めたもの
- 4 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で一定の学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- 5 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- 6 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表1第1欄に掲げる者
- 7 許可を受けようとする建設業が別表2左欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表第1欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表左欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）を修了した者
- 8 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- ・ 給与の額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づく大阪府の地域別最低賃金を下回る者

(注2) 専任技術者が常勤していることの確認は、原則として、別表4に掲げる書類のうち次に掲げる書類により行う。

- ・ 法人の役員又は従業員にあっては（1）又は（2）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（2）に掲げる書類）
- ・ 個人の事業主にあっては（3）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（4）及び（6）に掲げる書類）
- ・ 個人の事業専従者にあっては（3）及び（5）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（5）及び（6）に掲げる書類）
- ・ 個人の従業員にあっては（1）又は（2）に掲げる書類（ただし後期高齢者医療制度被保険者にあっては（2）に掲げる書類又は（5）及び（6）に掲げる書類）
- ・ 法人設立直後又は就任直後の法人の役員にあっては（7）及び（10）に掲げる書類（ただし役員就任後3か月目の報酬が未支給の者にあっては（8）及び（10）に掲げる書類）
- ・ 雇用直後の従業員にあっては（7）及び（10）に掲げる書類（ただし雇用後3か月目の賃金が未支給の者にあっては（9）及び（10）に掲げる書類）
- ・ なお、対象者が次に該当する場合は、以下に掲げる書類を別途確認するものとする。
 - ・ 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者にあっては後期高齢者医療制度被保険者証
 - ・ 外国籍の者にあっては住民票（本人の抄本（申請日前3か月以内のもの））
 - ・ 出向者にあっては出向協定書及び出向辞令
 - ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の者又は給与の額が大阪府の地域別最低賃金を下回る者であって、かつ代表者又は代表者と生計を一にする者にあっては、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び申請者の確定申告書類

(注3) 「高等学校」には、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。

「大学」には、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。

(注4) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務

の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行後の解体工事に係る経験は、土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。

実務の経験を有するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第9号等に加え、原則として、次に掲げる書類において、被認定者が1から5に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 実務の経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- a 建設業の許可を受けていない者からの証明の場合（以下の書類）
 - ・ 実務の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書、請書又は請求書等
- ※ 建設工事の空白期間が1年以上である場合は、当該期間を実務経験の年数から除算する
- b 過去に実務の経験で専任技術者として証明されている者の場合（以下の書類）
 - ・ 建設業許可申請書又は変更届（実務経験証明書（規則別記様式第9号）を含む）
 - c 許可を受けた建設業者において実務の経験で専任技術者として証明されていない者の場合（以下のいずれかの書類）
 - ・ 建設業許可申請書又は変更届（証明を受ける技術者の実務の経験の期間が過去に証明を受けていた者の実務の経験の期間を含む実務経験証明書（規則別記様式第9号）を含む）
 - ・ 決算変更届（実務の経験年数の証明期間に相当する工事経歴書（規則別記様式第2号）を含む）

イ 実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

- ※ 証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者は不要
 - ・ （年金の）被保険者記録照会回答票
 - ・ 雇用保険被保険者証
 - ・ 雇用保険被保険者離職票
 - ・ 証明者が個人の事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書（事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に当該者の氏名及び賃金額の記載があるもの）

- ・ 証明者の印鑑証明書（申請日前3か月以内のもの）

(注5) 平成30年4月1日より前に、別表2第1欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表左欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、7に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

別表2第1欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表左欄に掲げる建設業以外の建設業（同表左欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。

(注6) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表3に掲げるものである。

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から8までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から8までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から8までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第1の1から5までに掲げる常勤役員等との兼任については、第1の（注12）を参照。

（誠実性）

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者（法人格のある各種組合等の理事等をいう。以下同じ。）又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際ににおける詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1500万円に満たない工事又は建築一式工事のうち延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅を建設する工事に係るもの）を含まない。

なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したとを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ア 自己資本の額が500万円以上である者
- イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ウ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここで、「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) (注2)アを満たすかどうかの判断は、原則として既存の法人及び個人の事業主にあっては申請時の直前の事業年度（申請時の直前の事業年度の確定申告期限内である場合はその前年の事業年度）における財務諸表及び確定申告書類（決算報告書、青色申告決算書又は収支内訳書を含む）により、新規設立の法人にあっては法人成立の年月日における資本金額（500万円以上）により、それぞれ行う。

(注2)イを満たすかどうかの判断は、取引金融機関の預金残高証明書（残

高日が申請日前4週間以内のもの)により行う。

(注2)ウを満たすかどうかの判断は、許可申請直前の過去5年間の決算変更届により行う。

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から14まで(許可の更新を受けようとする申請者にあっては、1又は7から14まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 法第29条第1項第7号又は第8号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 法第29条第1項第7号又は第8号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しないもの
- 4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(「暴力団員等」という。)
- 10 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から10まで又は12(法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の

規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

13 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

14 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注1) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第98条第1項(第1号に係る部分に限る)
- ・ 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第14条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第26条
- ・ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第1項の規定による国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長の命令に違反した者に係る同法第91条
- ・ 景観法(平成16年法律第110号)第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第101条
- ・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第44条第1項(建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- ・ 職業安定法(昭和22年法律第141号)第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- ・ 労働者派遣法第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

(注2) 「国土交通省令で定めるもの」とは、規則第8条の2において「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」こととされている。成年被後見人又は被保佐人に該当しない者は当該欠格事由に該当しないこととし、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書（申請日前3か月以内のもの）などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

(営業所)

第6 申請者が営業所の実態を有する者であること。

(注1) 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所（請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所）をいう。したがって、本店又は支店は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与する事務所であれば、法第3条の営業所に該当する。

しかし、建設業を他の営業と兼営する場合等における支店、営業所等であって建設業にはまったく無関係なもの及び単なる登記上の本店等に過ぎないものは該当しない。また、建設業に關係のある事務所であっても特定の目的のため臨時に置かれる工事事務所、作業所等又は単なる事務の連絡のために置かれる事務所は該当しない。

(注2) 営業所は、原則として以下のすべてに該当することを要するものとする。

- ・ 事務所など建設業の営業を行うべき場所を常時使用する権原を有していること
- ・ 建物の外觀又は入口等において、申請者の商号又は名称が確認できること
- ・ 固定電話、事務機器、机等什器備品を備えていること
- ・ 許可を受けた建設業者にあっては、営業所ごとに法第40条に基づく標識（規則別記様式第28号）を掲げていること
- ・ 支店等の代表者が常勤しており、かつ契約締結等に関する権限を申請者から委任されていること
- ・ 専任技術者が営業所に常勤して専らその職務に従事していること

(注3) 申請者が営業所の実態を有する者であるか否かの判断に当たっては、次に掲げる方法により、営業所が（注2）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする（般・特新規、業種追加、更新申請及び変更届において、従前の営業所に変更がない場合を除く）。

ア 営業所を使用する権原を確認するための自己所有又は賃貸借等の別の記載の確認

申請者、法人の役員等又は個人の支配人が、事務所を設置する建物の2分の1以上を所有している場合は自己所有、申請者が建物を事務所として賃貸借している場合は賃貸借という記載の確認。

また、申請者が関連会社や親族等の使用承諾に基づき事務所を使用している場合など自己所有又は賃貸借でない場合は、その内容がわかる記載の確認。

※ 賃貸借において、事務所としての使用目的が確認できない賃貸借契約を結んでいる場合は、他の書類等によって事務所としての使用承諾があるという記載の確認。

イ 営業所の写真（申請日前3か月以内に撮影されたもの）の確認

営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近及び営業所の内部（現に建設業の許可を受けている場合は法第40条に基づく標識（規則別記様式第28号）が掲示されていることが確認できるもの）を写したものとする。

（申請者適格）

第7 申請者が法人である場合には、定款に建設業に関する目的を定め、その旨を登記している者であること。

（注1） 「建設業に関する目的」とは、建設工事の完成を請け負う営業であることが文理上確認できる目的をいう。なお、具体的な業種又は建設工事の種類が特定できるか否かは問わないものとする。

第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

大阪府知事は、申請者が次の第8から第14までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。

（経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること）

第8 申請者が第1の基準と同様の基準を満たすこと。

（専任技術者）

第9 申請者が営業所ごとに次の1から7までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあっては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、1に該当する者又は4から6までの規定により国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- 1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表1第2欄に掲げる者
- 2 第2の1から8までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建

設業に係る建設工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者

3 許可を受けようとする建設業が別表2左欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表第2欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表左欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）を修了した者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者

4 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

- 昭和63年6月6日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第15条第2号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に係る営業所に置かれていた者又は同日前1年間に当該建設業に係る建設工事に監理技術者として置かれていた経験のある者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成6年政令第391号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間

（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第15条第2号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に係る営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前1年間に当該建設業に係る建設工事に監理技術者として置かれた経験のある者であること。

- 当該建設工事に係る昭和63年度、平成元年度又は平成2年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設業に係る平成6年度、平成7年度又は平成8年度の法第27条第1項に規定する技術検定の1級試験を受験した者であること。

- 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表1第3欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

5 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち、検定職種を1級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考查に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

6 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を1級の鉄工及び製罐とするものに合格した者で、一定の考查に合格し、国土交通大臣が1に掲げる者と同等以上の

能力を有するものと認めたもの

7 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者

(注1) 「専任」の者とは、第2の（注1）と同義である。なお、専任技術者が常勤していることの確認は、原則として、第2の（注2）に掲げる書類により行う。

(注2) 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業をいう。

(注3) 「一定の指導監督的な実務の経験」（以下「指導監督的実務経験」という。）とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円（昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。

指導監督的実務経験を有するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第10号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が2に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

ア 指導監督的実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

a 過去に指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明されている者の場合（以下のいずれかの書類）

- ・ 建設業許可申請書又は変更届（指導監督的実務経験証明書（規則別記様式第10号）を含む）

b 初めて指導監督的実務経験を有する専任技術者として証明される者の場合（以下の書類）

- ・ 指導監督的実務経験の年数分（工事期間の合計が2年以上）の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる工事請負契約書、注文書又は請書

イ 指導監督的実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

※ 証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については不要

- ・ （年金の）被保険者記録照会回答票
- ・ 雇用保険被保険者証
- ・ 雇用保険被保険者離職票
- ・ 証明者が個人の事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書類（事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に当該者の氏名及び賃金額の記載があるもの）

- ・ 証明者の印鑑証明書（申請日前3か月以内のもの）
- (注4) 第2の1から5までのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2又は3に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を第2の1から5までのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に2に該当するための期間として算定してもよい。
- また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できる。また、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入し、建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業許可若しくは建設リサイクル法に基づく解体工事業登録で請け負ったものに限り経験期間に算入する。
- (注5) 平成30年4月1日より前に、別表2第2欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表左欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格としないものを修了した者について、同欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、3に規定する登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。
- 別表2第2欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習のうち、それぞれ同表左欄に掲げる建設業以外の建設業（同表左欄に掲げるものに限る。）に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとするものを修了した者について、当該建設業に係る建設工事に関し10年以上実務の経験を有するに至ったときは、当該建設業に係る当該登録基幹技能者講習を修了した者とみなす。
- (注6) 5の「一定の考查」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考查である。
- (注7) 6の「一定の考查」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考查である。
- (注8) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から7までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から7までのいずれかに該当する者が、他

の建設業についても同時に1から7までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第1の1から5までに掲げる常勤役員等との兼任については、第1の（注12）を参照。

（誠実性）

第10 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

（財産的基礎、金銭的信用）

第11 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

（注1）次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・ 流動比率が75%以上であること。
- ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものという。

「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

（注2）この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の法人及び個人の事業主にあっては申請時の直前の事業年度（申請時の直前の事業年度の確定申告期限内である場合はその前年の事業年度）の財務諸表及び確定申告書類（決算報告書又は青色申告決算書を含む）により、新規設立の法人にあっては法人成立の年月日における資本金額（4,000万円以上）により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第12 申請者が第5の基準と同様の基準を満たす者であること。

(営業所)

第13 申請者が第6の基準と同様の基準を満たす者であること。

(申請者適格)

第14 申請者が第7の基準と同様の基準を満たす者であること。

第3章 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（第3章において「事業承継」という。） の認可基準

知事は、申請者が次の第15から第16までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、事業承継の認可をしない（法第17条の2関係）

(認可の基準)

第15 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の承継については法第8条及び法第15条による。そのため、一般建設業の許可の承継については第1章、特定建設業の許可の承継については第2章と同様の基準を満たす者であること。

認可の申請があったときは、許可の場合に準じた書類及びそれ以下に該する書類の提出を受けて確認する。

1 建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人及び譲受人は、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は、当該譲渡及び譲受けの日に譲渡人の建設業者としての地位を承継する。

認可申請に際して提出する書類は、以下の通りとする。

- (1) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- (2) 譲渡人又は譲受人が法人である場合には、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合、合併消滅法人が、あらかじめ当該合併について知事の認可を受けたときは、合併存続法人又は合併により設立される法人は、当該合併の日に合併消滅法人の建設業者としての地位を承継する。

認可申請に際して提出する書類は、以下の通りとする。

- (1) 合併の方法及び条件が記載された書類
- (2) 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- (3) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

3 建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人等（分割被承継法人、分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人であって分割被承継法人でないもの及び分割承継法人をいう。）が、あらかじめ当該分割について知事の認可を受けたときは、分割承継法人は、当該分割の日に分割被承継法人の建設業者としての地位を承継する。

認可申請に際して提出する書類は、以下の通りとする。

- (1) 分割の方法及び条件が記載された書類
- (2) 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- (3) 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思決定を証する書類

(注1) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等については、株主総会の承認を受けたものを提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出すること（株主総会の承認が不要な場合を除く）。譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。

株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出すること。当該譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2号、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出すること。

(注2) 「合併の方法及び条件が記載された書類」には、新設合併又は吸收合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載し提出すること。

(注3) 「分割の方法及び条件が記載された書類」は、吸收分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出すること。

（建設業の全部の事業承継）

第16 事業承継の認可に際しては、許可を受けている建設業の一部の許可のみの事業承継については認可できず、被承継人である建設業者が許可を受けている建設業の全部を承継人が事業承継する必要があることに留意すること。

(注) 許可を受けている建設業の一部の事業承継を行う場合は、被承継人は当該許可を廃業した上で、承継人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。

第4章 相続の認可基準

知事は、申請者が次の第17及び第18に掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、相続の認可をしない（法第17条の3関係）。

（認可の基準）

第17 認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の相続については法第8条及び法第15条による。そのため、一般建設業の許可の相続については第1章、特定建設業の許可の相続については第2章と同様の基準を満たす者であること。

認可申請に際しては、許可の場合に準じた書類及びそれ以下に示す書類を提出する。

- (1) 申請者と被相続人との続柄を証する戸籍謄本等
- (2) 申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書

（建設業の全部の相続）

第18 相続の認可に際しては、許可を受けている建設業の一部の許可のみの相続については認可できず、被相続人である建設業者が許可を受けている建設業の全部を相続人が相続する必要があることに留意すること。

（注）許可を受けている建設業の一部の相続を行う場合は、被相続人の当該許可を廃棄した上で、相続人は再度当該建設業の新規の許可を受ける必要がある。

附 則（平成23年8月5日 建振第1153号）

この審査基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年10月3日 建振第1982号）

この審査基準は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年5月31日 建振第1400号）

この審査基準は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年2月23日 建振第2242号）

この審査基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日 建振第1357号）

この審査基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成28年8月1日 建振第1704号）

この審査基準は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年6月26日 建振第1430号）

この審査基準は、平成29年6月30日から施行する。

附 則（平成29年11月10日 建振第1766号）

この審査基準は、平成29年11月10日から施行する。

附 則（平成30年3月30日 建振第2068号）

この審査基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月2日 建振第1639号）

この審査基準は、令和元年9月14日から施行する。

附 則（令和元年10月30日 建振第1697号）

この審査基準は、令和元年10月30日から施行する。

附 則（令和2年3月23日 建振第2127号）

この審査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日 建振第2098号）

この審査基準は、令和3年3月5日から施行する。

附 則（令和4年3月8日 建振第2107号）

この審査基準は、令和4年3月10日から施行する。

附 則（令和4年12月12日 建振第1733号）

この審査基準は、令和5年1月4日から施行する。

別表1

区分 種別	第1欄	第2欄	第3欄
土木工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
建築工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	財団法人建設業振興基金の行った平成元年度又は平成2年度の建築技術者特別認定講習
大工工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>木造建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工 とするものに合格した者又は検定職種を2級 の建築大工若しくは型枠施工とするものに合 格した後大工工事に関し3年以上実務の経験 を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進 法又は同法附則第2条の規定による廃止前の 職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25 条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能 検定」という。）のうち検定職種を1級の建築 大工又は型枠施工とするものに合格していた 者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とす るものに合格していた者であってその後大工 工事に関し1年以上の実務の経験を有するも の</p> <p>6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とす るものに合格していた者であってその後 大工工事に関し1年以上の実務の経験を有す るもの</p> <p>6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事 に関し12年以上実務の経験を有する者のう ち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超 える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設 工事に関し12年以上実務の経験を有する者の うち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超 える実務の経験を有する者</p>		
左官	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の	法による技術検定のうち検定種目を	

工事業	<p>建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
とび・土工 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	<p>検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会の行う平成27年度の基礎施工士検定試験に合格した者</p> <p>6 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工工事に関し1年以上の実務の経験を有する者</p> <p>7 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規</p>	
--	---	--

	<p>則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者</p> <p>10 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>11 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	
石工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者

	<p>施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による検定職種をコンクリート積みプロック施工とするものに合格していた者</p>		
屋根工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日の時点での技能検定のうち検定職種を1級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」とするもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>に限る。)、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年 4月 1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を 2級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。)、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し 1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1級のスレート施工とするものに合格していた者</p> <p>7 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 2級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し 3年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し 8年を超える実務の経験を有する者</p>	
電気工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 電気工事士法(昭和 35年法律第 139号)による第 1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第 2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し 3年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を 1級の電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>財団法人建設業振興基金の行った平成 7 年度又は平成 8 年度の電気工事技術者特別認定講習</p>

	<p>4 電気事業法（昭和 39年法律第 170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し 5 年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 建築土法第 20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の 4 から第7条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p> <p>7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの 1 級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者</p>	
管工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」又は「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を 1 級の管工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理</p>

	<p>若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成15年文部科学省令第36号)による改正前の技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。)による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。)、1級の冷凍空気調和機器施工若しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>5 平成16年4月1日時点での技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者</p> <p>6 平成16年4月1日時点での技能検定のうち</p>	<p>部門(選択科目を「熱工学」、「熱・動力エネルギー機器」、「流体工学」、「流体機器」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)、又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>
--	--	--

	<p>検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>7 建築土法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>8 水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>9 登録計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者 10社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装土技術審査に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	
タイル・れんが・ブロック工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 建築土法による1級建築土又は2級建築土の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築土法による1級建築土の免許を受けた者</p>

	<p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 平成 24年 3月 31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</p>		
鋼構造物 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習</p>

	<p>5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者</p> <p>6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>		
鉄筋工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者	

	<p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）</p>		
舗装工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センター及び 社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習</p>
しゅんせつ工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門</p>	

	<p>択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し 12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	
板 金 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工と</p>	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	<p>するものに合格した後ガラス工事に関し3年 以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を1級のガラス施工とするものに合 格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を2級のガラス施工とするものに合 格していた者であってその後ガラス工事に関 し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工 事に関し 12年以上実務の経験を有する者のう ち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を 超える実務の経験を有する者</p>		
塗 装 工 事 業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の 土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種 別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。)又 は1級の建築施工管理若しくは2級の建筑施 工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級の塗装とするものに合格した 者若しくは検定職種を路面標示施工とするも のに合格した者又は検定職種を2級の塗装と するものに合格した後塗装工事に関し3年以 上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、 建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工 若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を 路面標示施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち 検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を 1級の土木施工管理又は1級の建 筑施工管理とするものに合格した 者</p>	

	建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
防 水 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者うち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	
内装仕上 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若し</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者</p>	

	<p>くは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p> <p>7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>		
機械器 具設置 工事業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「液体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を「液体工学」、「流体機器」、「熱工学」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）とするものに合格した者	
熱絶縁 工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに	

	<p>「仕上げ」とするものに限る。) とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	合格した者	
電気通信 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者又は同法の規定による工事担任者資格者証の交付を受けた者（第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を一級の電気通信工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p>	

	<p>資格者証の交付を受けた者に限る。)であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し3年以上実務の経験を有する者(ただし、令和3年4月1日以降に、同法第73条第1項の工事担任者試験に合格し、同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第2号の養成課程を修了し、又は同法第72条第2項において準用する同法第46条第3項第3号の規定による認定を受けた者について適用する。)。</p>		
造園工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門(選択科目を「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習</p>
さく井	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門	技術士法による第二次試験のうち技	

工事業	<p>を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p> <p>5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	<p>術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>	
建具 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格し</p>	<p>法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者</p>	

	<p>た者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。)、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの</p>		
水道施設 工事業	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」(選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する總理府令(昭和57年總理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。)による改正前の技術士法施行規則(昭和32年總理府令第85号)による「汚物処理」と</p>	<p>1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」</p>	

	<p>するものを含む。」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者</p>	<p>とするものを含む。」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
消防施設工事業	消防法(昭和23年法律第186号)による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	<p>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」又は「廃棄物・資源循環」とするものに限る。)とするものに合格した者</p> <p>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	

解体工事業	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>4 社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成17年度までの解体工事施工技士資格試験に合格した者</p> <p>5 公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成27年度までの解体工事施工技士試験に合</p>	<p>1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理若とするものに合格した者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>	
--------------	--	--	--

	<p>格した者</p> <p>6 職業能力開発促進法による技能検定のうち 検定職種を1級のとびとするものに合格した 者又は検定職種を2級のとびとするものに合 格した後解体工事に関し3年以上の実務経験 を有する者</p> <p>7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち 検定職種を1級のとび・とび工とするものに合 格していた者</p> <p>8 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち 検定職種を2級のとび又はとび工とするもの に合格していた者であってその後解体工事に 関し1年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>9 解体工事に必要な知識及び技術を確認する ための試験であって規則第7条の4から第7条 の6までの規定により国土交通大臣の登録を 受けたものに合格した者</p> <p>10 土木工事業及び解体工事業に係る建設工 事に関し12年以上実務の経験を有する者のう ち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超 える実務の経験を有する者</p> <p>11 建築工事業及び解体工事業に係る建設工 事に関し12年以上実務の経験を有する者のう ち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超 える実務の経験を有する者</p> <p>12 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建 設工事に関し12年以上実務の経験を有する者 のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年 を超える実務の経験を有する者</p> <p>(令和3年3月31日までの経過措置)</p> <p>1 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平</p>		
--	--	--	--

	<p>成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。) の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者</p> <p>2 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の2又は3に該当している者</p> <p>3 平成27年改正省令の施行の際、現にとび・土工事業に関し規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者</p> <p>4 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者</p> <p>5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>6 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工するものに合格していた者であつて、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であつて、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者</p> <p>8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度ま</p>	<p>律(平成26年法律第55号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の1から7まで及び9のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し、2年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者</p> <p>2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工とするものに合格した者</p> <p>3 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者</p>	
--	---	--	--

	での地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に関し 1 年以上実務の経験を有するに至った者		
--	--	--	--

別表2

登録基幹技能者講習の種目		
建設業の種類	第1欄	第2欄
大工工事業	1 登録型枠基幹技能者 2 登録建築大工基幹技能者	1 登録型枠基幹技能者 2 登録建築大工基幹技能者
左官工事業	1 登録左官基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者	1 登録左官基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	1 登録橋梁基幹技能者 2 登録コンクリート圧送基幹技能者 3 登録トンネル基幹技能者 4 登録機械土工基幹技能者 5 登録PC基幹技能者 6 登録鳶・土工基幹技能者 7 登録切断穿孔基幹技能者 8 登録エクステリア基幹技能者 9 登録グラウト基幹技能者 10 登録運動施設基幹技能者 11 登録基礎工基幹技能者 12 登録標識・路面標示基幹技能者 13 登録土工基幹技能者 14 登録発破・破碎基幹技能者 15 登録圧入工基幹技能者	1 登録橋梁基幹技能者 2 登録コンクリート圧送基幹技能者 3 登録トンネル基幹技能者 4 登録機械土工基幹技能者 5 登録PC基幹技能者 6 登録鳶・土工基幹技能者 7 登録切断穿孔基幹技能者 8 登録エクステリア基幹技能者 9 登録グラウト基幹技能者 10 登録運動施設基幹技能者 11 登録基礎工基幹技能者 12 登録標識・路面標示基幹技能者 13 登録土工基幹技能者 14 登録発破・破碎基幹技能者 15 登録圧入工基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者	
管工事業	1 登録配管基幹技能者 2 登録ダクト基幹技能者 3 登録冷凍空調基幹技能者	
タイル・れんが ・ブロック工事業	1 登録エクステリア基幹技能者 2 登録タイル張り基幹技能者 3 登録ALC基幹技能者	1 登録エクステリア基幹技能者 2 登録タイル張り基幹技能者 3 登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者	

鉄筋工事業	1 登録PC基幹技能者 2 登録鉄筋基幹技能者 3 登録圧接基幹技能者	1 登録PC基幹技能者 2 登録鉄筋基幹技能者 3 登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者	
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	1 登録建設塗装基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者 3 登録標識・路面標示基幹技能者	1 登録建設塗装基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者 3 登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	1 登録防水基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者	1 登録防水基幹技能者 2 登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	1 登録保温保冷基幹技能者 2 登録ウレタン断熱基幹技能者	1 登録保温保冷基幹技能者 2 登録ウレタン断熱基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	1 登録造園基幹技能者 2 登録運動施設基幹技能者	
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者	登録解体基幹技能者

別表3

許可を受けようとする建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

別表4

番号	常勤性の確認書類
(1)	健康保険被保険者証（申請時において有効なもの）+ 健康保険被保険者標準報酬決定通知書（直近年のもの） ※健康保険被保険者証が事業所名のない建設国保等の場合は、別途建設国保等の加入証明書も必要。
(2)	住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）+ 住民税特別徴収税額通知書（納税義務者用） ※双方とも直近年のものが必要。
(3)	国民健康保険被保険者証（申請時において有効なもの）
(4)	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要。
(5)	直前の個人事業主の所得税の確定申告書（税務署の受付印のある第一表+事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類） ※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要。
(6)	市町村の長が発行する住民税課税証明書（直近年のもの）
(7)	直前3か月分の賃金台帳等
(8)	役員報酬に関する役員会議事録
(9)	雇用契約書又は労働条件明示書（給与額が確認できるもの）
(10)	住民税特別徴収切替申請書（市町村の受付印のある控え）